

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

旭川厚生年金 事案 991

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月12日から同年11月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年11月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月12日から4年8月13日まで
昭和59年10月から平成5年2月まで、株式会社Aで勤務した。

年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していた。

当時、私は株式会社A労働組合の執行委員長を務め、労使交渉に当たっていたため、会社により一度懲戒解雇されたが、その後、事業主と和解し、懲戒解雇の処分が撤回された。

申立期間は、私が懲戒解雇処分を受けてから和解が成立するまでの期間であるが、和解内容では、私を職場復帰させるとともに、厚生年金保険の被保険者資格も不利益を受けないよう遡って資格を取得させることになっていた。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年9月12日から同年11月10日までの期間について、株式会社Aと申立人及び当該事業所の労働組合が締結した労使紛争に係る和解契約書から、当該事業所が、4年8月13日付けで、申立人に対する3年9月11日付け懲戒解雇処分を撤回し、当該期間における申立人の身分について、休職扱いとしていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録において、申立人は、雇用保険に継続して加入していることが確認できることから、申立人は、当該期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、上記の和解契約書の内容から、事業主は、当該期間に係る申立人の給与について、当該事業所の労働組合を通じ、支払っていることが推認できる。

さらに、申立期間当時の労働組合の代理人は、和解契約における申立人の厚生年金保険の取扱いについて、「申立人の平成3年9月11日付けの懲戒解雇処分は、4年8月13日に和解により、撤回された。申立人の厚生年金保険については、和解契約書には明記されていないが、和解は、申立人の厚生年金保険被保険者資格を懲戒解雇時（平成3年9月11日）に遡って回復させ、資格回復に伴う保険料の支払いは、使用者側の責任で行うとの内容であった。したがって、事業主から労働組合に支払われた解決金は、申立人の厚生年金保険料の控除を前提とした金額であった。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月12日から同年11月11日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成3年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格喪失に係る届出を社会保険事務所の記録どおりに提出し、当該期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年11月11日から4年8月13日までの期間について、上記の和解契約書及び申立人の供述によると、申立人の身分は、当該期間において、遡って当該事業所の労働組合専従者扱いとなっていることが確認できるところ、労働組合専従者は、従前の事業主との関係においては、厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、労働組合に雇用又は使用される者としてのみ厚生年金保険の被保険者となることができる。したがって、申立人は、当該期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者の資格を取得することはできない。

このほか、当該期間において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。